優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額二十五億五千万円を二十五億二千万円減少して三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十九日

掲載頁　一七一頁（号外第一四四号）

平成二十八年十二月二十八日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

久喜特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

平成二十八年十二月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内　特定目的会社Ｒ３Ｗ

取締役　本郷　雅和

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十九年一月十二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が適切と判断する時期。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）（以下「減資消却額」という。）。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。

七、消却の方法

優先出資一口につき金一円での有償消却とする。

各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資。

平成二十八年十二月二十八日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十九年一月十二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が適切と判断する時期。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）（以下「減資消却額」という。）。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。

七、消却の方法

優先出資一口につき金一円での有償消却とする。

各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資。

平成二十八年十二月二十八日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩスリー

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金六十六億一千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年十二月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ジャパンロジスティクススリー特定目的

会社　取締役　北川　久芳

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資六十六億一千八百万口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年一月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年十二月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ジャパンロジスティクススリー特定目的

会社　取締役　北川　久芳

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成二十八年十二月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社に確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

大阪府摂津市南別府町一五番八号

マツヤマ電機株式会社

確定給付企業年金清算人　塚本　敬司

訂正公告

平成二十八年十二月二十二日（号外第二八四号）掲載の全国住宅運用２号特定目的会社第十三期決算公告（枠組）中、損益計算書の要旨「（自　平成27年８月１日）」とあるは「（自　平成28年８月１日）」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年十二月二十八日

扱　店

取消公告

平成二十八年十一月十一日（号外第二四九号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十八年十二月二十八日

川崎市川崎区藤崎二丁目一八番二一号

（甲）コトブキテクレックス株式会社

代表取締役　松本　憲幸

川崎市川崎区藤崎二丁目一八番二一号

（乙）コトブキサービス株式会社

代表取締役　松本　実

取消公告

平成二十八年十二月二十二日（号外第二八四号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割公告のみ取消します。

平成二十八年十二月二十八日

大阪市北区西天満二丁目一番八号

東方貿易株式会社

代表取締役　郭　越悦

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十八日付第二八八号
付政府調達第二四三号一〇

号二一六ページ●同日付第二八九号六四ページ●同日
四ページ●十一月二日付参会第八号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）